

# 臨時福祉給付金(経済対策分)について

平成26年4月の消費税率引上げに伴う負担を緩和するため、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。この給付金は、所得の低いかたへの経済的負担の影響を踏まえ、暫定的・臨時的な措置として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分の給付金を一括で支給するものです。

## 【対象者】 ①から④までのすべてにあてはまるかた

- ①基準日(平成28年1月1日)に町の住民基本台帳に登録されているかた
- ②平成28年度分の住民税非課税のかた
- ③平成28年度分の住民税課税者の扶養となっていないかた
- ④生活保護制度の被保護者ではないかた

## 【支給額】

対象者1人につき15,000円  
(給付は1回限り)



## 【申請手続】

平成28年1月1日に住民登録がされていた市区町村が申請先となります。対象となる可能性のあるかたには4月上旬に申請書を郵送しますので、必要事項を記入し返信用封筒にて返送してください。

◎ DV 被害者で、他の市区町村から住民票を移さずに皆野町にお住まいのかたについては、皆野町で申請を受け付けることができます場合がありますのでご相談ください。

## 【申請期限】

平成29年8月3日(木)

## 【支給決定】

審査のうえ、結果・支給日は書面で通知します。申請状況によっては、支給まで1か月以上かかる場合がありますのでご了承ください。

**「給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！**

町や厚生労働省などがATM(現金自動預払機)の操作やメールで手続きをお願いすること、また手数料の振り込みを求めることなどは絶対にありません。不審な電話や郵便があった場合、町や警察署 ☎24-0110(警察相談専用電話 #9110)にご連絡ください。

## 【問合せ】

健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233

### ◎制度に関する問合せ

厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-037-192

**ちちぶ圏域認知症初期集中支援  
チームが活動を開始します**

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう秩父圏域1市4町で共同し「ちちぶ圏域認知症初期集中支援チーム」を平成29年3月に設置しました。

「認知症初期集中支援チーム」は、医療や介護の専門職で構成するチームで、認知症または認知症の疑いのあるかたや家族などを訪問し、認知症の早期診断や早期対応のための支援を行います。認知症は早く気づいて対応することで、症状の進行を遅らせたり、介護の負担を軽減することができると病気で、認知症が気になるかた、認知症の家族でお悩みのかたは、地域包括支援センターにご相談ください。

## 《支援の対象となるかた》

秩父郡市内に住所があり、40歳以上で自宅で生活されている認知症が疑われる又は認知症のかたで、次の①から③のいずれかに該当するかた

- ①認知症の診断を受けていないかた、または治療を中断しているかた
- ②介護保険サービスを利用していないかた
- ③なんらかのサービスは利用しているが、認知症による症状が強く、どのように対応したらよいか困っているかた

## 《相談問合せ》

地域包括支援センター(長生荘内)  
☎63・1122